

特定非営利活動法人



PAS ネット



Protection & Advocacy Support network

I. PAS ネットの紹介

PAS ネットは兵庫県西宮市に本部事務所を置き、芦屋・西宮エリアを活動の拠点として、地域で安心して暮らしていくために、一人ひとりに必要な権利擁護の支援を行いながら、地域に権利擁護をシステムとして定着させていくことを目指して平成14年10月に「にしのみや権利擁護支援センター」として活動を開始しました。その後平成16年1月に「PAS ネット」と名を改めてNPO法人化し、権利擁護支援センター事業の実施や法人後見の受任など支援の実践を行いながら、社会の変革を目指して活動しています。

PAS ネットの理念

ひとりひとりの地域自立生活の実現をめざす
(誰もが安心して地域で暮らせるための仕組みづくりに貢献する)

II. 事業内容

- (1) 権利擁護に関する相談及び支援
- (2) 成年後見の事務
- (3) 権利擁護に関わる人材の養成、育成、及び活動支援
- (4) 権利擁護の啓発
- (5) 権利擁護に関する調査・研究
- (6) 福祉サービスに関する相談及び利用支援
- (7) ホームページの開設及び出版物の刊行

◆権利擁護支援センター事業（芦屋市および西宮市から受託）

- ・ 権利擁護専門相談
- ・ 権利侵害への対応及び権利擁護に関する専門的支援
- ・ 成年後見制度利用支援及び法人後見の受任、後見活動支援
- ・ 権利擁護支援の普及・啓発
- ・ 権利擁護支援推進のためのネットワーク活動
- ・ 権利擁護支援者の養成・活用 など

III. 法人後見受任状況

後見 27 件 保佐 21 件 補助 7 件 後見監督 2 件 計 57 件 （令和5年1月末現在）

特定非営利活動法人 PAS ネット

（法人本部）〒663-8245 兵庫県西宮市津門呉羽町 2-15-102

TEL 0798-22-7551 FAX 0798-22-7532

E-mail : info@hn.pasnet.org HP : <http://www.pasnet.org/>

笑顔のためにできることのすべてを

成年後見

- ・成年後見制度活用をお手伝いします
⇒制度の説明や申立書類作成の助言
※お手伝いできないこともございます
- ・成年後見人として支援します
⇒法人として受任します
⇒親族後見人からの交替も可能です
- ・任意後見や後見監督人もご相談ください



成年後見人 98人
保佐人 14人
補助人 4人
任意後見契約 1人

財産管理 43人
死後事務 1人

自立支援

ご自身でお金の管理が
難しくなったら…
財産管理サービス



切手類や収入印紙を
販売しています

第三者評価

施設や事業者が質の高い福祉サービス
を提供するために第三者の立場で公平
な評価を行っています



障がい福祉分野
児童福祉分野
社会的養護関連施設

障がい関係施設 8件
救護/養護施設 7件
その他施設 5件

人権啓発

説明会や相談会の開催

成年後見制度って何？
後見人って何をやるの？
など疑問にお答えします



特定非営利活動法人
NPO かなびの丘

〒591-8032 堺市北区百舌鳥梅町 1-18-1
TEL.072-255-6336 / FAX.072-205-5050

2003年に任意団体として施設利用者の金銭管理支援を開始し、今年で20周年を迎えます。現在は大阪府内を中心に成年後見制度の活用や財産管理支援等を通じて権利擁護支援活動を行っています。

we
CAN
NAVIGate
you

あなたを守る制度があります
あなたを守る人がいます

「高島市成年後見サポートセンター」(since2010)

◆高島市の概要

滋賀県高島市は、滋賀県の北西部に位置し、北は福井県、南は京都府と県境を接する自然豊かな郡部の市です。森林部や琵琶湖を含む面積693 km²の広域な市域に、約46,000人が暮らしています。



【参考データ】

面積:693 km²

人口:46,394人

(令和4年12月31日現在)

◆運営体制

社会福祉法人高島市社会福祉協議会にサポートセンターの事務局を設置し、事業を行っています。

弁護士・司法書士・社会福祉士・福祉施設・行政・社協の関係者で「高島市成年後見サポートセンター運営委員会」を組織し、事業の透明性を図っています。

◆事務局

社会福祉法人高島市社会福祉協議会 相談支援課内

〒520-1521 滋賀県高島市新旭町北畑45-1 新旭総合福祉センターやすらぎ荘内

電話:0740-25-5720

◆4つの基本方針

- 1.関係機関の協働 高島市民が安心して成年後見制度を利用できるよう、関係機関と協働して支援します。
- 2.制度理解の促進 高島市における成年後見制度の普及のため、広く市民に対して制度の理解を図ります。
- 3.関係者の育成 成年後見に関する関係者・機関のスキルアップが図れるよう取り組みを進めます。
- 4.市民の組織化 市民後見人の養成や組織化により、高島市内の成年後見資源の整備に努めます。

◆事業内容

1.成年後見制度の広報・啓発

取り組み → 「ふくしの出前講座」による地域での啓発、「市社協広報紙」による啓発

2.成年後見制度の利用に関する相談・援助

取り組み → 常設型の相談窓口の開設、「なんでも相談会」の開催

3.成年後見申立ての支援

取り組み → 常設型の相談窓口の開設

4.成年後見制度に関する研修

取り組み → 「一般市民向け、専門職向け 成年後見制度・権利擁護普及啓発講座」の開催

5.成年後見を行う組織・人材の育成

6.成年後見に関する関係機関の連絡・調整

取り組み → 「高島市成年後見サポートセンター運営委員会」の開催

山城権利擁護ネットワーク 団体プロフィール

- 団体名 : 特定非営利活動法人 山城権利擁護ネットワーク
- 所在地 : 〒611-0011 宇治市五ヶ庄平野12-15
- 連絡先 : TEL・FAX/0774-31-5601
- E-mail : yamasirokenri@gmail.com
- Web : <http://yamasirokenri.main.jp/>
- 理事長 : 小林 千草

I 山城権利擁護ネットワークの紹介

山城権利擁護ネットワークは京都府宇治市に事務所があり、京都府南部を中心に活動しています。NPO 法人生活よろず相談所「たよりになる輪」から権利擁護事業（主として成年後見事業）を専門とした NPO 法人を立ち上げ、平成 22 年 9 月より活動しています。成年後見事業以外は、「たよりになる輪」の権利擁護支援事業（制度外の金銭管理や身元保証など）と連携をしながら高齢者や障がい者の生活全般にわたる支援活動を行っています。

山城権利擁護ネットワークの目的

高齢者・障がい者等に対しその権利擁護のための支援を行い、権利擁護実現のため成年後見制度の利用の促進を図ると共に、地域での権利擁護に対する広報活動を行い、高齢者・障がい者等がより安心して暮らせる地域作りを目的としています

II 事業内容

① 権利擁護、生活よろず相談（随時）

- ・相談は宇治市だけでなく、京都市や京都府南部など多方面から受け付けています。
- ・地域包括支援センター、障害者生活支援センター、病院の PSW や MSW、行政書士、司法書士、社会福祉士等で会員以外の方から相談を多数受けています。

② 事例検討会

- ・法人で受けている中で、困難事例の検討会を年に数回行っています。
- ・サポーター事例集の作成：サポーターが担当している事例の中から発表してもらい事例集を作成しています。

③ 法人後見受任（延べ 365 件、死亡 107 件）

法人後見	任意後見	申立中	準備中
248 件	9 件	10 件	14 件

令和 4 年 12 月末現在

④ 法人後見サポーター養成講座

- ・平成 24 年より毎年 1 回実施しています。受講され修了された方の中で、法人に登録された方は法人後見サポーターとして活動してもらいます。専門職と 2 人で担当し、サポーターは主に身上監護を担当されています。現在サポーターとして活動されている方は、39 名です。

⑤ その他

- ・障がい者関係施設の保護者会や病院などの研修会の講師派遣、また親族による申請手続きの援助や親なき後の相談も多数受け付けています。

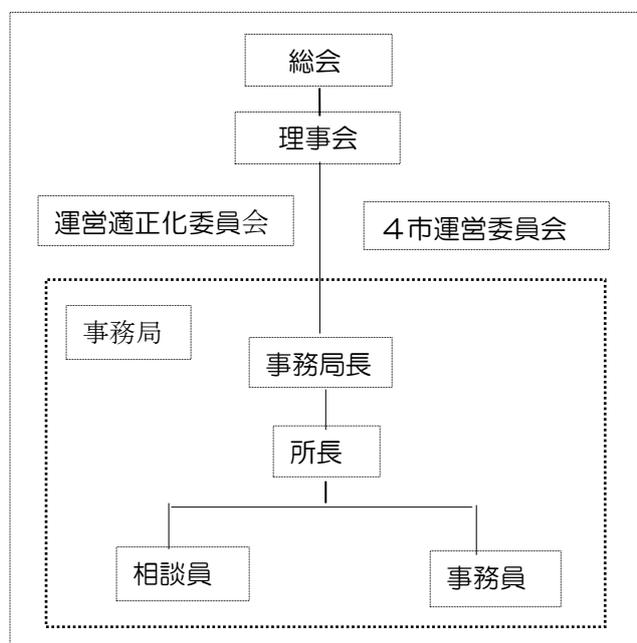
特定非営利活動法人 成年後見センターもだま



もだまは、世界最大級のマメ科の植物です。もだまの種子は海水に浮かび、日本では屋久島から琉球にかけて分布しています。種子が海流に乗って移動することで分布を広げていきます。「成年後見センターもだま」もこの地域にしっかり根を下ろし、身近な存在として成長していけるよう活動しています。

法人概要

代表者	理事長 山田 容（やまだ よう）		
連絡先	TEL:077-598-0246, FAX:077-598-0888		
ホームページ	http://www/modama.info		
E-mail	modama.npo@triton.ocn.ne.jp		
会員数	88 人	設立年月日	2007年7月12日
組織・体制	理事会	理事9名、監事1名	職員 相談員 4名、事務員4名
活動内容	行政からの委託を受け、障がい者や高齢の方々の権利擁護や成年後見制度の相談や支援、成年後見制度の広報啓発活動を行っています。2021年度からは湖南圏域の中核機関として、圏域の課題や施策について協議会で検討し、関係機関等と連携を図りながら取組むこととしています。法人後見活動では、主に福祉的支援や支援者間調整が必要な方の身上保護や財産管理の活動を行っています。		
主な活動領域	滋賀県湖南地域4市（草津市、守山市、栗東市、野洲市：人口約35万人）		



(1) 相談活動

	R2 年度	R3 年度
相談実人数（人）	230	260
相談延件数（件）	2,984	2,999

《活動・事業》

- 相談活動
 - ・権利擁護・生活相談
 - ・成年後見制度利用相談、申立支援
- 啓発活動
 - ・講演会・研修会の開催
 - ・出前講座の開催
- 後見受任活動
 - ・法人後見受任
- 中核機関
 - ・地域連携ネットワーク事務局
 - ・成年後見人等受任調整（予定） 等

(2) 後見活動

	R2 年度	R3 年度
新規／終了(人)	5／5	6／6
受任数（人）	75	75

社会福祉法人 堺市社会福祉協議会 堺市権利擁護サポートセンター

事業内容

◆権利擁護・成年後見制度に関する専門相談・専門支援事業

認知症や知的障害、精神障害などにより、判断能力が十分ではない方などの権利侵害や財産管理に関する法律的な問題、成年後見制度の利用などの相談について、支援機関と連携して支援を行います。

センター職員による相談支援件数（新規）	264 件	＜令和 4 年 4～12 月＞
専門職（法律職と福祉職）の専門相談件数	48 件	

【主な内容】成年後見制度、債務整理、虐待（疑い）、生活困窮、消費者被害、
触法、権利侵害、遺言・相続 等

◆市民後見推進事業

親族以外で後見業務を担う第三者後見の新たな担い手として、地域福祉の視点から身近な市民という立場で後見活動を行う「市民後見人」の養成と活動支援を行います。

市民後見人バンク登録者数	85 名	＜令和 4 年 12 月末現在＞
市民後見人受任件数（累計）	47 件	

◆権利擁護に関する広報・啓発、研修、情報提供事業

市民等を対象とした講演会の開催やパンフレットの等の配布

行政機関、相談機関、福祉事業者等の職員を対象とした研修会の開催や情報提供

＜令和 4 年度の主な活動＞

- ・福祉職や行政職のための権利擁護研修会
- ・市内の各種連絡会等からの要請を受けた研修会
- ・市民後見人シンポジウム
- ・権利擁護支援のための地域連携ネットワーク協議会

◆法人後見事業

法人後見受任件数 1 件 ＜令和 4 年 12 月末現在＞



★堺市の委託を受け、平成 25 年 4 月に開所し
まもなく 10 年。誰もが安心して暮らせる地域
づくりを推進していきます！

〒590-0078
堺市堺区南瓦町2番1号(堺市総合福祉会館4階)

TEL 072-225-5655

E-mail kensapo-2013@sakai-syakyo.net

URL <http://www.sakai-syakyo.net>

NPO 法人 ぱんじー 概要

- ◆団体名:特定非営利活動法人 ぱんじー
- ◆所在地:滋賀県甲賀市甲南町野田 810 甲南地域市民センター 内
- ◆電話 :0748-86-6161 ◆FAX:0748-86-6199 ◆HP:<http://www.pan-g.com/>
- ◆e-mail : pan-g.koka-konan@iaa.itkeeper.ne.jp
- ◆設立年月日:平成 25 年9月 24 日 ◆事業開始:平成 25 年 10 月 1 日
- ◆代表者名:井上 利和◆役員:理事 10 名 幹事 2 名 ◆職員:所長兼相談員1名 相談員2名

甲賀市・湖南市の紹介

甲賀市

人口 87,697 人(高齢化率 29.3%)【2022年 10 月 1 日現在】
滋賀県の東南部に位置し、東部から南部にかけて三重県、南部から西部にかけては、京都府と隣接しています。
信楽町は、陶器産業と知的障がい者施設で知られています。

湖南市

人口 54,174 人(高齢化率 26.0%)【2022年 10 月 1 日現在】
旧石部町は「社会福祉の父」とも呼ばれる、糸賀一雄氏が数々の施設を創設した地でもあります。



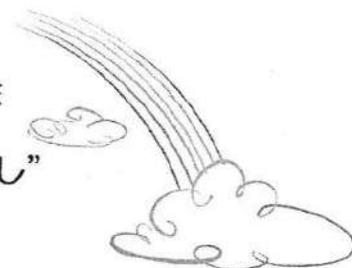
◆おもな事業内容

- ◇相談事業…電話・来所・訪問による相談。各市、事業所における
ケア会議等出席
弁護士・司法書士による専門相談(各月1回)
「高齢者・障がい者なんでも相談会」(年2回)等各相談会の開催
- ◇普及啓発…ホームページの作成(<http://www.pan-g.com>)
広報誌の発行(年4回)
権利擁護、成年後見制度に関する講師派遣、出前講座など
- ◇研修会 …地域の相談支援従事者対象の「支援困難ケースの解決を考える研修会」開催
- ◇その他…地域の支援者を支える事業として、「専門職後見人向け事例検討会」「親族後見人懇談会」「市民向け権利擁護セミナー」など実施。
「甲賀圏域権利擁護推進計画」が策定され、令和4年度より甲賀市・湖南市より中核機関を受託。



社会福祉法人 川西市社会福祉協議会

川西市成年後見支援センター “かけはし”



(1) 川西市について（川西市HPより抜粋）

川西市は兵庫県の東南部に位置し、東は大阪府池田市と箕面市に、西は宝塚市と猪名川町、南は伊丹市、北は大阪府能勢町と豊能町に隣接しています。

東西に狭く、南北に細長い地形になっています。気候は温暖で北部は山岳の起伏に富み、その一部は猪名川渓谷県立自然公園に指定されています。

令和4年9月末現在、人口155,165人、64,300世帯、高齢化率31.5%

(2) 川西市成年後見支援センター “かけはし” について

平成24年10月に川西市より委託を受けて開設をしました。相談者と成年後見制度を含む権利擁護支援のかけはしとなりたいたいという思いから愛称を“かけはし”としています。

また、令和3年4月より中核機関として地域連携ネットワークの事務局機能を担い、権利擁護支援の推進を図っています。

(3) 川西市成年後見支援センター “かけはし” の主な活動について

①相談

- ・権利擁護支援の相談（成年後見制度・日常生活自立支援事業等）
- ・司法書士による専門相談（月1回予約制）

②成年後見制度利用促進

- ・市民後見人の養成・支援
- ・マッチング支援（センターに登録の専門職との受任調整）

③広報・啓発

- ・成年後見制度の普及のため、出前講座や市民向け講演会等の開催

④後見人支援

- ・権利擁護支援チームへのバックアップ支援
- ・親族後見人へのバックアップ支援

【問い合わせ先】

社会福祉法人 川西市社会福祉協議会 川西市成年後見支援センター “かけはし”

住 所：兵庫県川西市火打1丁目12-16 キセラ川西プラザ福祉棟1階

TEL：072（764）6110 FAX：072（759）5203

E-mail：kakehashi@k-shakyo.or.jp

URL：http://www.k-shakyo.or.jp/

合同会社ソルジス 概要



◆法人概要

団体名：合同会社ソルジス

設立年月日：平成 26 年 5 月 19 日 ◆代表者名：代表社員 水口真一 ◆役員：2 名 従業員 9 名

所在地：本社：〒649-5144 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町粉白 4 8 番地

天満事務所：〒649-5331 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町天満 1 4 1 6 番地 2

電話：0735-52-5011 FAX：050-3606-5884 e-mail：info@solsiss.co.jp

web サイト：<http://solsiss.co.jp>

新宮・東牟婁圏域の紹介

和歌山県南部にある新宮市、那智勝浦町、串本町、太地町、古座川町、北山村からなる圏域。県内においても当該圏域の高齢化率は高く人口減少が進んでいる。

人口 69,417 人 高齢化率 39.0%【平成 29 年 1 月】※「平成 29 年度和歌山県における高齢化の状況」参照。※令和 3 年 1 月現在、圏域内での中核機関は未設置です。

◆おもな事業内容

成年後見利用支援 …成年後見制度・任意後見契約・遺言・死後事務委任契約等に関する相談、申立支援、法人後見での受任、普及 啓発

◆その他

平成 31 年 4 月より、和歌山県日高郡由良町に西牟婁圏域と日高圏域の対応する出張所を設置しています。

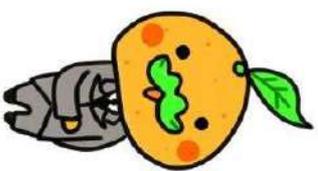
社会福祉法人 東大阪市社会福祉事業団

◆法人後見：平成29年4月1日
受託開始

◆担当職員：社会福祉士
精神保健福祉士
保健師 計5名
(基幹相談支援センター 兼務)

◆受任件数：18件

◆当法人は、昭和55年1月に障害児者福祉の向上と健康増進を目的に設立されました。障害をもつたすべての子どもたち・人々が地域の中でごく当たり前に暮らしていけるよう、その生活と健康を支えることを理念としています。



〒578-0984
東大阪市菱江5-2-34
TEL 072-957-5709
FAX 072-975-5717





特定非営利活動法人 権利擁護支援センターななつぼし

特定非営利活動法人権利擁護支援センターななつぼしは、平成30年4月に産声をあげ、新しく ASNET-JAPAN に仲間入りさせていただきました。

ななつぼしは、奈良県の北西部に位置する生駒郡4町（平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町）と北葛城郡2町（王寺町、上牧町）の行政から支援をいただき法人後見事業や障害者一般相談支援事業を行っています。



対象地域内には、信貴山朝護孫子寺、法隆寺、聖徳太子の飼い犬「雪丸」で有名な達磨寺などがあります。



信貴山朝護孫子寺



法隆寺

今後一層高齢化が進展し、知的障害や精神障害をお持ちの方々の地域生活移行が進む中「住み慣れた地域で安心して暮らし続ける」ため、強化しなければならない事業と考えています。

意思決定を支援するためにも…

～ 地域密着だからこそ出来る、きめ細かな対応が
いま 求められているのではないのでしょうか。～

一般社団法人かがやき

1. 住所：〒635-0154 奈良県高市郡高取町大字観覚寺 1382 番地
社会福祉法人奈良県手をつなぐ育成会
障害者支援施設やすらぎの丘・たかとりワークス内
電話：0744-52-1001 / FAX：0744-52-1002
メール：info-1@tsunagunara.jp

2. 設立経過

どんなに重度の障害があっても、利用を断らない施設建設を構想し、平成 15 年 4 月に「障害者支援施設やすらぎの丘・たかとりワークス」が開所しました。その 10 年後、施設建設と運営に心血を注いだ親たちも高齢化し、「親亡き後も我が子が安心して暮らし、『かがやき』続けられる仕組みが欲しい」との思いから設立されたのが当法人です。

3. 財源・運営体制

- (1) 財源：[会費] 正会員(被後見人の家族等) / 賛助会員(個人・団体)
[後見報酬]
[寄附金]

- (2) 運営体制：[理事] 4 名(弁護士・学識経験者・親の会代表・社会福祉士)
[監事] 1 名(社会福祉士・社会福祉法人理事長)
[運営委員] 2 名(弁護士・社会福祉士) [第三者チェック]

4. 事業内容

- (1) 権利擁護のための家族研修：障害のある方の家族を対象とした研修会の実施
- (2) 権利擁護のための相談活動：運営委員会後などに個別相談会を実施
- (3) 成年後見制度の利用支援活動：成年後見制度の利用を検討している人への助言や手続き支援等
申立て支援：1 件(令和 4 年度)
- (4) 法人後見等の受任件数[令和 5 年 1 月現在]：12 件(申立て中：0 件)
- (5) 広報活動：広報誌を発行し、法人の活動紹介や後見制度についての情報提供を行う

5. 最後に

受任件数はまだ少なく、知的に障害のある方の後見を中心に行っています。関係機関に様々な面でご支援いただきながら活動しています。近年はご家族が亡くなられ、急遽申立て手続きを開始される方が増えています。相続等に関しては弁護士等に相談しながら、ご本人をよく知るご家族の思いにも寄り添いながら活動を続けていきたいと思っております。

引き続き、皆様のご支援・ご協力をよろしくお願い致します。

社会福祉法人 葛城市社会福祉協議会

1 葛城市の紹介

葛城市は、平成16年10月1日、旧新庄町と旧當麻町の2町が奈良県内初の合併により誕生しました。奈良県内では北西部に位置し、地理的には、北は香芝市、東は大和高田市、南は御所市、西は金剛生駒紀泉国定公園をはさんで大阪府南河内郡太子町・河南町と隣接しています。面積は33.72km²、金剛・葛城・二上西部の山並みと東に広がる沖積地で構成されたまちになっています。

※令和5年1月1日現在

◇人口 37,805人 ◇世帯数 15,501世帯 ◇高齢化率 約27.8%



2 葛城市社協における権利擁護支援の取り組み

葛城市社会福祉協議会は、安心して利用できる福祉サービスを提供するとともに、各地域で取り組まれている福祉活動を支援し、『人とかかわりつながることで、自分らしく暮らせるまちづくり』を進めています。その中、日常生活自立支援事業の取り組みから、成年後見制度についての支援体制の必要性を感じ法人後見事業を開始しました。今後も地域における権利擁護支援体制の構築に向け活動を進めていきます。

平成16年10月	地域福祉権利擁護事業（現 日常生活自立支援事業）開始
平成29年9月	「成年後見制度勉強会 Part 1」開催
平成29年10月	「法人後見実施準備事業ワーキング」開催（全9回）
平成30年2月	「成年後見制度の利用ニーズに関するアンケート調査」実施
平成30年7月	「法人後見検討委員会」開催（全4回）
平成30年9月	「障がいのある子と家族を守る成年後見制度セミナー」開催
平成30年10月	「成年後見制度勉強会 Part 2」開催
平成31年1月	「葛城市社協権利擁護セミナー2019」開催
平成31年4月	法人後見事業開始
令和元年9月	「障がいのある子の家族が知っておくべき『親なきあと』準備と制度～エンディングノート・遺言編～」開催
令和2年2月	「葛城市社協権利擁護セミナー2020」開催
令和2年10月	「葛市社協権利擁護支援サポーター養成講座（入門編）」開催
令和4年3月	「福祉関係従事者向け 成年後見制度研修会 ～本人の想いを形にする支援～」開催

3 法人後見事業の内容

- ◇法人後見等の受任（受任件数：後見2件、保佐2件、補助1件 ※令和5年1月1日現在）
- ◇広報・啓発、研修会の実施
- ◇相談、申し立て手続きの支援

〒639-0273

奈良県葛城市染野789番地1（葛城市福祉総合ステーション「ゆうあいステーション」内）

TEL: 0745-48-3373 FAX: 0745-48-2890

E-mail: kenriyogo@katsuragi-shakyo.jp

私たちの主な事業

高齢者・障がい者・児童の 権利擁護の総合相談窓口

権利擁護の3専門職と会計の専門職。
それぞれの専門的な知見から適切な支援を行います。

当法人は、全ての人々が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する
かけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念に則り、本人らしい生活を
守るため、福祉・法律・医療・地域資源面等から必要な支援を総合的に行います。そ
して、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援し、心身の状態及び生活の状況
等を踏まえ、本人に寄り添い、本人主体による自立や社会参加の推進、必要な制度
利用や社会資源の活用を促していきます。また、権利擁護の専門職として、役割の理
解、立場の理解を深め、知識の向上に努めることを目的とします。

〔組織〕

代表理事：榎本 昌起（社会福祉士）

理事構成：弁護士4名・司法書士1名・税理士1名・社会福祉士1名

その他、法人社員専門職複数名

〔設立〕

2021年1月4日

〔事業内容〕

法人後見部門

受任件数：22名（令和4年1月現在）

その他

- ・ 財産管理及び相続、遺言等に関する事務の受託
- ・ 成年後見人等の受任者支援、育成事業
- ・ 高齢者、障害者、児童の福祉の増進を目的とする事業
- ・ 社会福祉、心理、法律、医療に関する知識及び技術の普及・啓発に関する事業

【問い合わせ先】

一般社団法人ソーシャルBASE

〒655-0892

兵庫県神戸市垂水区平磯4丁目3番21号フェニックス K2-402

TEL：078-778-7833 FAX：078-778-7879

MAIL：sb@socialbase.jp

NPO法人 岡山高齢者・障害者 支援ネットワーク



〒700-0807
岡山市北区南方3丁目5番25号
電話:086-222-0019

HP:<http://www.oka-siennet.org/>

当法人について

当法人は、岡山県内における高齢者、障害者を支援するため、関係専門職との密接なネットワークによる実効有る支援体制を構築し、もって地域社会の福祉の増進を図り、広く公益に貢献することを目的として、平成17年1月に設立されました。

法人成年後見事務の提供では、「**岡山の最後の砦**」を合言葉に、これまで極めて困難な案件を中心に約700件を受任し、それぞれにおいて法律、福祉などに専門的知識を有する行政書士、社会福祉士、社会保険労務士、精神保健福祉士、税理士、弁護士、或は福祉の現場での経験を有する者などが連携協力して後見事務を行っております。

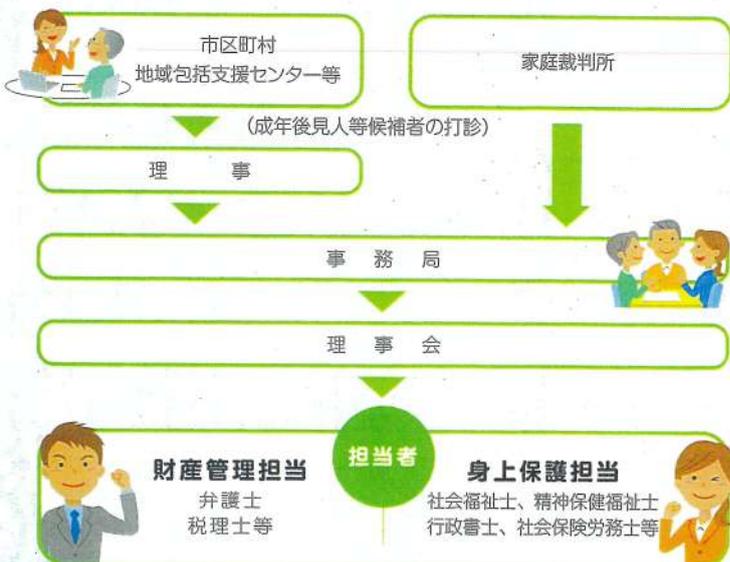
高齢者・障害者を取り巻く状況は、支援ネット設立の頃とは大きく異なってきていますが、今後も社会の変化に対応しつつ、高齢者・障害者支援のための活動を行ってまいりますので、ご支援、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

多職種の専門職が支援します!!

NPO 法人岡山高齢者・障害者支援ネットワークでは、岡山県全域の弁護士、社会福祉士、税理士、行政書士、社会保険労務士等の多職種の専門職が活動に参加しています。

当法人の成年後見人活動は、専門職同士のコンビによるきめ細やかなトータルサポート（総合支援）を基本として、財産管理と身上保護を分担し、各々の専門性を活かして成年被後見人等に対する支援を行うことが特徴です。また、法人であるため、永続的な支援を行うことができます。さらに、事務局及び後見監査員による監査を行っており、業務の適正に努めています。

受任までの流れ



*当法人は、ご本人又はそのご親族からの直接のご依頼はお受けしておりません



当法人は、定期訪問、ケア会議等への参加、必要な支援のコーディネート、金融機関との取引、親族との調整等による権利擁護を行っております。

会員総数 348名 (個人 343名、5団体)
(弁護士 120名、社会福祉士 93名、税理士 13名、精神保健福祉士 5名、行政書士 42名、社会保険労務士 18名、その他 54名)

一般社団法人 権利擁護ネットワークほうき
(愛称：西部後見サポートセンターうえるかむ)

1. 設立趣旨

当法人は、平成24年4月10日より、鳥取県西部地域（米子市、境港市、西伯郡及び日野郡をいう）とその周辺地域における、高齢者及び障がいのある人についての権利擁護推進を目的として設立した、法律専門職と福祉専門職によるネットワーク団体である。

2. 運営体制

(1) 社員 総数：76（個人70、団体6） 令和5年1月1日現在

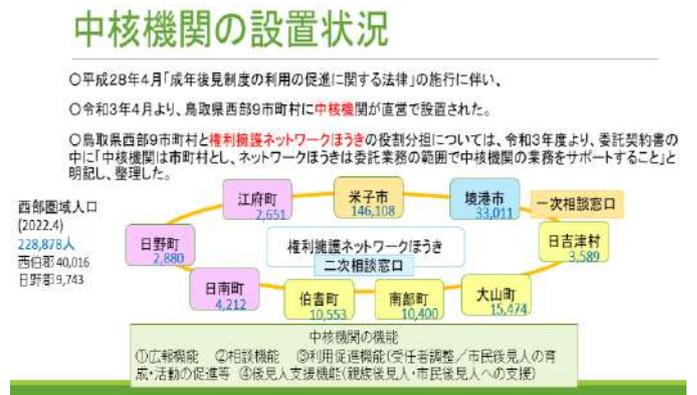
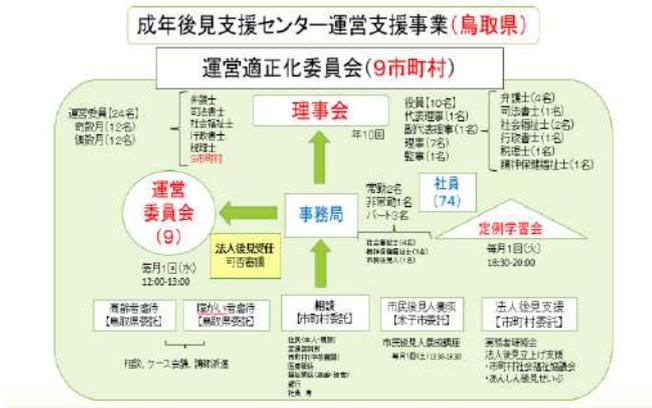
【内訳】 弁護士9名、司法書士5名、行政書士3名、税理士1名、社会福祉士27名、
精神保健福祉士3名、市民後見人社員22名、団体社員6団体

(2) 理事会：10名（理事9名、監事1名）／年10回実施

(3) 運営委員会：24名（奇数月12名 偶数月12名の2班制）／年12回実施

【内訳】 弁護士9名、司法書士3名、行政書士2名、税理士1名、社会福祉士7名、市町村担当者9名

(4) 定例学習会：年11回開催／法人社員向け勉強会・就任ケースの検討等



3. 主な活動概要

- ・高齢者、障がいのある人やそのご家族、市町村やその担当課などからの相談・対応
- ・高齢者虐待や障がい者虐待への対応・ケース会議への専門職の派遣
- ・なんでも相談会（市町村に法律職・福祉職を派遣／年9回実施）
- ・市民後見人の養成（市民後見人養成研修、市民後見フォーラム等）
- ・成年後見制度法人後見支援（実務者研修、立上げ支援等）
- ・法人後見の受任（累計：189件） 令和4年3月31日時点

【内訳】 後見143、保佐40、補助2、任意後見1、後見監督1、委任契約2

4. 所在地

〒683-0811

鳥取県米子市錦町1丁目139番地3 米子市福祉保健総合センターふれあいの里4階

TEL：(0859)21-5092 / FAX：(0859)21-5094

E mail：nethouki@iaa.itkeeper.ne.jp

代表理事：高橋敬幸／弁護士

一般社団法人とっとり東部権利擁護支援センター
(愛称：アドサポセンターとっとり)

1. 設立・組織の概要

- 1) 2012(平成24)年7月2日設立。前身は2002(平成14)年に発足した「成年後見ネットワーク鳥取」で、その会員である弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士等有志で設立した。
*現在の会員は65名である。
- 2) 設立趣旨は、①複合事案のコーディネートをおこない
②後見人の支援が出来る
③困難事案について法人後見も出来る、実践団体として活動する事。

2. 活動内容(法人後見部門)

- 1) 現在社会福祉士3名(常勤)、事務員2名(常勤)、補助員7名を雇用している。
- 2) 地域包括支援センターや市町(行政)、地域住民から受け付けた権利擁護や成年後見に関する相談や申立支援、複合事案・虐待事案・財産のない人の事案(「困難事案」という。)等について法人後見を受任したり、成年後見人等を斡旋したりしている。
*現在相談・問い合わせ件数は毎年年間約1,200件~1,600件程度。
*法人後見(保佐・補助・後見監督人含む)は現在85件受任。

3. 県及び市町に対する働きかけ

- 1) アドサポセンターとっとりは、対応する事案が困難事案であることから、組織の存在自体を社会保障の一つとして位置づけ、活動をしているところである。
- 2) 鳥取県と同県東部の1市3町から、補助金・委託金を受けて運営している。

4. 高齢者・障がい者虐待対応専門チームとして

- 1) ①「鳥取県高齢者権利擁護相談支援事業」(相談件数令和3年度13件) と ②「鳥取県障害者虐待対応事業」(相談件数令和3年度8件) の委託を鳥取県から受けている。
*法律職である弁護士と福祉職である社会福祉士が、虐待対応ケース会議等へ参加し、行政・福祉職・医療職等と協議しながら対応している。

5. 市民後見制度調査プロジェクトチームの立ち上げと市民後見支援チームの立ち上げ

- 1) 2013(平成25)年から「市民後見制度調査プロジェクトチーム」を立ち上げ、その結果「鳥取市市民後見人養成講座」が開始されるようになり、このプロジェクトチームは目的を達成し、終了。
- 2) そして2017(平成29)年6月より、①市民後見人②市民後見人候補者登録をした人③補助員④その他の方々と共に「市民後見支援チーム」を立ち上げ、毎月1回定例会を開催して市民後見人等を支援している。
- 3) 令和4年12月時点で、市民後見人9人が15件受任している。

6. 社会生活自立支援センターの開設と地域生活定着支援センターの受託(リーガルソーシャルワーク部門)

- 1) 2018(平成30)年6月より、鳥取県から社会生活自立支援センターの委託を受け活動を開始した。社会生活自立支援センターとは、起訴猶予や執行猶予等になった高齢者・障がい者に対し、地域における生活をコーディネートし、福祉的支援をする事によって再犯防止につなげるいわゆる「入口支援」を主に行うセンターであったが、2021(令和3)年4月からは下記「地域生活定着支援センター」に1本化された。
- 2) 地域生活定着支援センターとは、福祉的支援とつながらず罪を犯してしまい矯正施設に入所した高齢者・障がい者に対し、出所時に必要な福祉的支援につなげて地域生活の定着を図るいわゆる「出口支援」を主に行うセンターである。上記社会生活自立支援センターの活動内容であった「入口支援」も継続して行っているところである。社会福祉士4名(常勤)、事務員1名(常勤)を雇用している。

大田市成年後見支援センターの紹介

令和5年1月1日現在

名 称	社会福祉法人 大田市社会福祉協議会内 大田市成年後見支援センター
事務所所在地	島根県大田市大田町大田イ128 大田市社会福祉協議会内
設置年月日	平成24年4月1日
代表者職・氏名	社会福祉法人 大田市社会福祉協議会 会長 西村 俊二
活動内容	○成年後見制度に関する相談に対応 ○市民後見人養成講座・後見制度出前講座などの開催 ○市民後見人の受任調整・活動支援(定期報告によるチェック機能) ○出雲成年後見センター定例会への参加 ○家庭裁判所との連絡調整(中核機関)
市民後見人養成講座	延べ受講者数 164名(うち修了者158名)
市民後見人バンク登録者数	上記修了者のうち59名登録
市民後見人受任要件	・金銭管理が比較的容易なもの(預貯金が多額ではない) ・施設に入所している ・親族間の協力が得られる
市民後見人受任件数(累計)	・延べ受任件数 43件 (内訳) 日自より移行 7件 市長申し立て 18件 センター相談 16件 その他 2件 ・現在受任件数21件(受任後見人数21名)
法人による後見	大田市社会福祉協議会として法人後見を実施 ・後見5件(特養入所 2 精神科入院 3) ・保佐2件(在宅 いずれも精神 2)
センター運営	運営委員会を設置し、年2回開催 委員数 12人 (弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士、行政職員)
連絡先等	社会福祉法人 大田市社会福祉協議会 住所 島根県大田市大田町大田イ128 TEL 0854-82-0091 FAX 0854-82-9960 e-mail mizuta@fukushi-ohda.jp

法人の紹介

令和5年1月1日現在

法人名	特定非営利活動法人岡山未成年後見支援センターえがお
事務所所在地	岡山市南区藤田579番地20
設立年月日	平成24年11月29日
代表者職・氏名	理事長 竹内 俊一
理事数	11名
監事数	1名（税理士）
会員数	正会員：58名 賛助会員：個人22名、法人1団体
受任方針	<ul style="list-style-type: none"> ・無報酬案件で個人では受けがたいもの ・報酬は多少見込めるが、虐待案件等個人では受けがたいもの ・家裁からの依頼 ・児相申立案件など
受任件数 （累計）	・法人後見人57件（うち、終了及び取り下げ45件）
法人運営	<ul style="list-style-type: none"> ・未成年後見報酬の1/3ずつを担当者（原則2名体制）と法人が受領 ・法人はその1/3をプールして、本人の資産から報酬が受領できない案件は法人が担当者に支払い ・その他の収入は、会費と寄附及び助成金事業
事務局体制	・事務局担当理事の事務所を事務局としている。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・理事及び事案担当者が毎月事例検討を行っている。 ・総会、フォーラム等では一般人を含め法人独自研修を行っている。

特定非営利活動法人おかやま入居支援センター

団体の活動概要

障がい者や高齢者等、住宅の確保が難しい方の入居を支援することを目的として、弁護士・司法書士・医師・精神保健福祉士・社会福祉士・不動産仲介業者などが集まって設立したNPO法人です。住居の確保が困難な方々の入居、生活及び就労を支援するため、関係機関と協力してネットワークを形成し、必要に応じて条件を整えたうえで入居時の保証支援をする、住居や居場所を提供するなどの活動を行っています。

居住に関連した支援対象者

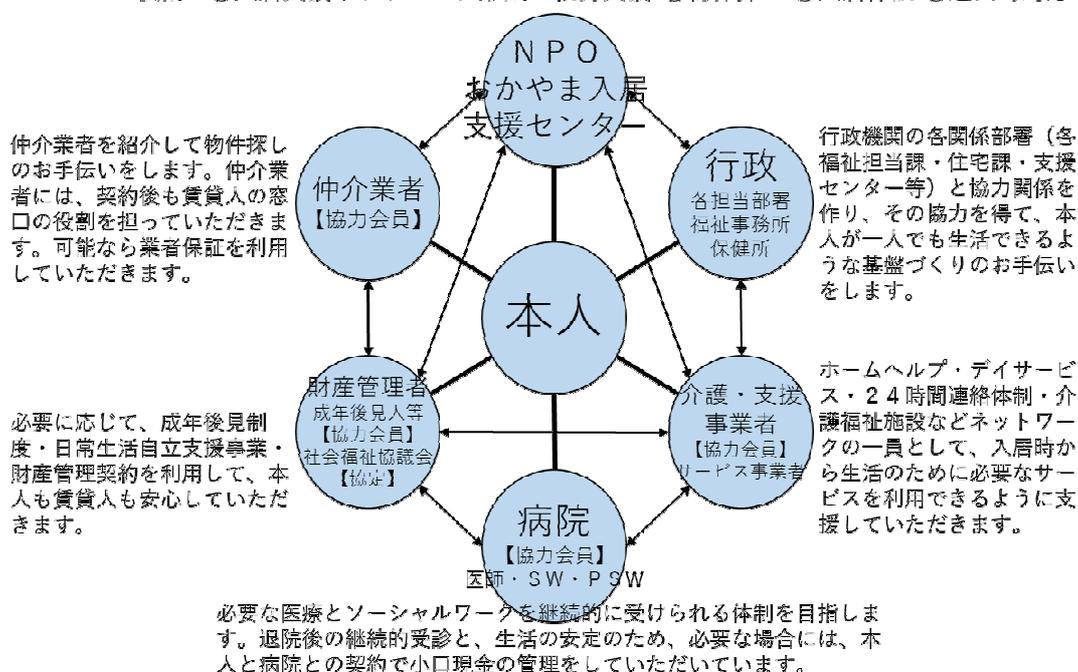
高齢者（原則65歳以上）、障がい者、被虐待者（DV被害者、虐待されている方）、刑余者、被災者の方などで、入居できるアパート等の確保が困難な方。

支援内容

支援対象者が抱える問題を解決し、住居を確保できるよう、不動産仲介業者、行政機関、介護支援事業者、医療機関、成年後見人などを紹介し、生活を支えるネットワーク（つながり）を作るお手伝いをします。必要に応じて入居の保証（緊急連絡先や提携の保証会社と連携した支援など）と退去時の明渡しの諸手続きも行っていきます。

入居支援ネットワーク概念図

NPOの役割：①入居支援ネットワーク形成・維持支援 ②物件探し ③入居保証 ④退去時対応



支援申込連絡先

特定非営利活動法人 法人 おかやま入居支援センター事務局

〒700-0806 岡山県岡山市北区広瀬町2-11

[TEL] 086-230-1056 [URL] <http://okayama-nyukyoshien.org/>

特定非営利活動法人 おかやま成年後見サポートセンター

主たる事務所 岡山市南区藤田 579 番地 21 TEL 086-250-0710 FAX 086-250-0713

Email : okasapojimukyoku@carrot.ocn.ne.jp

法人設立日 平成 21 年 4 月 1 日

理事 14 名 監事 1 名 (行政書士資格を持つ税理士)

事務局 2 名 (社会福祉士 1 名、行政書士 1 名パート)

【実働数 (令和 4 年 12 月 31 日現在)】

法人の所属会員数	81 人	法定後見利用者数	200 人		
内訳 後見類型	150 件	保佐類型	41 件	補助類型	9 件
うち 知的特性	29 件	精神特性	49 件	高齢者(認知症)	122 件

後見等受任の形態と設立経緯

行政書士をメンバーとして後見業務を法人として受任し、財産管理と身上保護の担当者 2 名で 1 人の被後見人等を担当しています。当法人設立以前は、行政書士が平成 19 年 2 月 24 日から任意団体である「法定後見等研究会」を結成して、活動した後に有志により会員 13 名で発足しました。法人を設立した目的は、社会貢献の一環として成年後見の分野に行政書士として参入し、第三者後見人としての一翼を担い、継続性があり、かつ組織的な活動ができる NPO 法人として活動する仕組みが良いという点で設立いたしました。

法人運営

後見報酬審判額の 40% を各担当者に支給し、法人が 20% を受領し、それを運営資金と資産に充てている。被後見人等に資産のない場合は、法人の資産より担当者に補償します。

受任に至る経緯

申立て前の打診 (主に市町村、中核機関、家裁、その他) から受任検討の流れ

1. 家裁以外は原則申立前に法人受任の打診票を事務局に FAX 又はメールで受付する。
2. 理事長より業務管理部にて、WEB 上で理事会に諮るか否かを審議する。疑義がある場合は依頼元に事務局を通じて確認をする。疑義がなければ理事会に諮る。
3. 理事会で受任することが決定したのち、事務局経由で依頼元に受任の連絡をし、候補者欄に記載され申立てとなる。

報酬なしの場合の対応について

1. 法人の資産より、審判額を法人で決めた割合により担当者 2 名に支払う。
2. 成年後見制度利用支援事業が利用できる市町村については申請し補助金を申請。
3. 成年後見利用支援事業が利用できない場合は結果的に全額法人からの持ち出しとなる。

高知市成年後見サポートセンター

高知市の概要

(面積：309 m² 人口：31.9 万人 世帯数：16.4 万世帯)

高知県の県都・高知市は北に山地、南に太平洋を臨む、自然に恵まれた都市です。温暖な気候で、年間を通して食の恵みがあります。

高知市成年後見サポートセンターについて

成年後見制度に関する初期相談から制度を利用するための具体的なアドバイス等を一体的に対応できる拠点窓口となるため、平成 24 年に、「高知市成年後見サポートセンター」を開設しました。

活動内容

高知市成年後見サポートセンターでは、いつまでも自分らしさを大切に、安心して暮らすことができるよう、さまざまなお手伝いをしています。中核機関事業、法人後見事業、日常生活自立支援事業、これからあんしんサポート事業を一体的に実施しています。

【主な実施内容】

- 中核機関 令和4年4月1日スタート
- 権利擁護に関する相談
- 法人後見事業
- 日常生活自立支援事業
- これからあんしんサポート事業
身寄りがおらず、日頃の見守りやご自身で判断できなくなった時のこと、亡くなったあとのことについてご本人が判断できる間に社協と契約し支援を行う事業
- 成年後見制度の広報啓発
- 市民後見人等の育成・活動促進



高知市社協マスコット“ほおっちょけん”

【問い合わせ先】

社会福祉法人 高知市社会福祉協議会 共に生きる課

高知市成年後見サポートセンター

〒780-0850

高知県高知市丸ノ内1丁目7番45号 総合あんしんセンター3階

TEL:088-856-5539 FAX:088-856-5549

受付時間 8:30~17:30(月~金) ※土日祝 12/29~1/3は除く

ホームページ <http://www.kochi-csw.or.jp/>

あなたのくらしと権利をまもります

社会福祉法人 松江市社会福祉協議会 松江市権利擁護センター

●松江市の概要

松江市は、島根県東部に位置し、人口 20 万人、国宝松江城があり宍道湖や中海など多様な水域に恵まれた「水の都」と言われています。

●松江市社会福祉協議会の概要

すべての人が安心して暮らせる豊かな福祉社会を実現するため「みんなでやらかい福祉でまちづくり」を基本テーマに地域福祉活動計画の策定や関係機関・団体及び地域住民との協働により、各種福祉事業の推進に積極的に取り組んでいます。

（組織体制：総務課・地域福祉課・生活支援課・地域包括ケア推進課の 4 課体制）

●権利擁護事業に関する主な事業内容（担当課：生活支援課）

- ❖日常生活自立支援事業
- ❖法人後見事業
- ❖市民後見人養成・成年後見普及啓発事業
- ❖市民後見人支援事業
- ❖高齢者あんしんサポート事業
- ❖財産等一時預かり事業
- ❖権利擁護事業運営委員会
- ❖権利擁護困難事例検討会
- ❖その他権利擁護に関すること



●松江市権利擁護センター

松江市の誰もが権利擁護に関する悩みを相談でき、また、必要なときに成年後見制度を適切に利用できるよう支援する専門機関である「松江市権利擁護推進センター」が令和 3 年 7 月 1 日にオープンしました。

当センターは、松江市の委託に基づいて松江市社会福祉協議会が運営し、センター長と 2 名の相談員を配置して専門相談等の業務にあたっています。センターでは、権利擁護と成年後見制度に関する広報・啓発業務、利用促進業務（主として受任者調整と担い手育成）、相談業務、後見人等の支援業務、後見人等による不正防止の業務の 5 つの業務を担っています。また、権利擁護支援のための地域連携ネットワークの中核機関として、権利擁護の必要な人を地域全体で守るためのしくみ作りを積極的に進めています。

所在地 : 〒690-0852 島根県松江市千鳥町 70 番地
連絡先 : TEL/0852-27-8389 FAX/0852-67-1330



松江市権利擁護センター
イメージキャラクター
"まもる君"



社会福祉法人 鳥取市社会福祉協議会

鳥取市権利擁護支援センター 「かけはし」

1 鳥取市の概要

平成 16 年に鳥取市と周辺 8 町村の合併により新「鳥取市」が誕生しました。
また平成 30 年 4 月 1 日に中核市へ移行しました。

令和 4 年 12 月現在で人口 183,267 人、81,756 世帯、高齢化率 30.3%です。

2 鳥取市社会福祉協議会の概要

昭和 39 年に法人認可を受け、合併後はより広い地域で地域福祉事業、介護保険事業、障がい福祉事業等の活動展開を行っています。

また鳥取市と連携と協働を図りながら地域共生社会を創り上げていくために、「地域福祉」の取り組みを推進する計画である、鳥取市の「地域福祉計画」と鳥取市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」の二つの計画を「地域福祉推進計画」として一体的に策定を行い、着実な実行に向けて取り組みを進めています（計画期間：令和元年度～令和 6 年度）

3 鳥取市権利擁護支援センター「かけはし」について

平成 27 年 4 月から成年後見事業、市民後見人養成事業の事業開始に伴い、日常生活自立支援事業、成年後見事業、市民後見人養成事業等の担当部署として「鳥取市権利擁護支援センターかけはし」を設置しました。

(1) 主な業務

- 日常生活自立支援事業
 - ・福祉サービス利用援助
 - ・日常的金銭管理
 - ・書類等預かりサービス
- 成年後見事業
 - ・成年後見制度の申立支援
 - ・法人後見受任
 - ・法人後見運営委員会の開催
- 市民後見人養成事業
 - ・市民後見人養成講座の開催

(2) 職員体制

所長 1 名（兼務）、職員 4 名



【問い合わせ】

社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会 相談支援課

鳥取市権利擁護支援センター「かけはし」

〒680-0845

鳥取市富安 2 丁目 104-2 さざんか会館 2 階

電話 (0857) 24-3320 FAX (0857) 24-3321

一般社団法人 後見センター・小豆島スタイル

(1) 小豆島について

小豆島は、瀬戸内海国立公園の東部に浮かぶ島であり、島の西北部に位置する土庄町（とのしょうちょう）と東南部に位置する小豆島町（しょうどしまちょう）から成り立ち、香川県に属します。

気候は、明治41年、ヨーロッパ地中海から初めて持ち込まれたオリーブの木がわが国で唯一小豆島だけに根付いたように、四季を通じて温和な瀬戸内式気候です（土庄町HPより引用）。

人口は、
土庄町 12,306人
小豆島町 13,247人
（いずれも令和4年
12月1日現在）。

高齢化率は、両町とも県内トップクラスです。



（位置図：小豆島町HPより引用）

(2) 一般社団法人後見センター・小豆島スタイルについて

シンポジウムや講演会などを通じ、一般島民に後見制度の理解を深めてもらうとともに、法律関係の専門職の少ない圏域（弁護士0名、司法書士7名）における後見制度の担い手として、一般の島民の方々を養成するための研修等を行っています。

構成員としては、現在司法書士1名、社会福祉士1名、両町の社会福祉協議会等となっており、今後、研修を終えた島民の方が加わってくれるものと期待しており、将来的には、法人後見の担当者としての活躍を望んでいます。

〒761-4303

香川県小豆郡小豆島町中山1055番地5

一般社団法人 後見センター・小豆島スタイル

TEL 0879-75-0990

FAX 0879-75-0440



小豆島町の町花・町木 オリーブ

これからも、
安心して自分らしく暮らしていくために

※法人後見センタークローバーえひめのご案内※

法人後見センター「クローバーえひめ」とは・・・

一般社団法人 愛媛県精神保健福祉士会が運営しています。

精神障がいのある方の、自己実現のための支援をしている専門職の団体です。

法人で責任を持って、成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）の業務を行っています。



法人後見センター クローバーえひめ
（一般社団法人愛媛県精神保健福祉士会）
愛媛県松山市勝山町1丁目7番地10 3-A
TEL 089-998-7365
FAX 089-961-1432

出雲市社会福祉協議会 いずも権利擁護センター

認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で意思判断能力が十分でない方々の権利を擁護するとともに、権利が損なわれた場合に相談に応じるなど、市民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように「相談」から「援助」までを一元的に行う、総合支援機関です。



つながる ひろがる ささえあう



出雲市社会福祉協議会

マスコットキャラクター「いずりん」

社会福祉法人出雲市社会福祉協議会 いずも権利擁護センター

〒693-0001 島根県出雲市今市町543

電話 0853-25-0955 fax 0853-20-7733

ホームページ <https://www.izumoshakyo.jp/>

団 体 名	社会福祉法人中土佐町社会福祉協議会	
住 所	〒789-1301 高知県高岡郡中土佐町久礼 6584 番地 1	
代表者名	会長 坂井貞嗣	
法人認可	平成 18 年 1 月 20 日	
連絡先	TEL 0889-52-2058(代表) / FAX 0889-59-0554	
ホームページ	http://www.nakatosa-shakyo.or.jp/	
E-mail	7ka103@nakatosa-shakyo.or.jp	
本会の使命	住民がともに助け合い、誰もが自分らしくしあわせに暮らせるまちづくりを支えます	
主な事業 (R3 年度)	総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の広報 ・ 福祉用具貸し出し ・ 会計・庶務 等
	地域福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ● 相談支援担当 <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合相談 ・ 法人後見事業 ・ 無料法律相談 ・ 生活困窮者自立相談支援事業 ・ 日常生活自立支援事業 等 ● 地域福祉担当 <ul style="list-style-type: none"> ・ あったかふれあいセンター ・ ボランティア・福祉学習センター ・ 各種団体事務 等
	障害福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者相談支援事業所 ● 地域活動支援センター ● 就労継続支援 B 型事業所
	介護保険事業課	<ul style="list-style-type: none"> ● 居宅介護支援事業所 ● 訪問介護事業所 ● 地域密着型通所介護事業所 ● 小規模多機能型居宅介護事業所 ● 訪問入浴介護事業所

一般社団法人 あんしん後見せいぶ 〈事業概要〉

1 設立経緯

当法人は、住み慣れた地域で安心して暮らせるための環境整備（権利擁護）を整えるための柱として、成年後見制度の利用促進を掲げ、保護者会（手をつなぐ育成会・施設家族会）等のメンバーで平成 28 年 4 月に設立した、知的障がい者（療育手帳所持者等）に特化した県内唯一の法人です。設立前の 2 年間は準備会を立ち上げ、市民後見養成講座等を受講しながら、何回となく勉強会を重ね、熱い思いで設立に至りました。

今後、我々の法人が、親亡き後問題の選択肢の一つとして、役割を果たして行けますよう、これからも保護者目線で活動して参りたいと思います。

2 財源・運営体制

(1) 財源

- ・正会員（年会費）2,000 円（入会金）3,000 円 1 号・2 号会員 33 名
- ・賛助会員（個人 1 口）1,000 円（団体 1 口）5,000 円 3 号会員団体 1 団体
- ・寄附金等

(2) 運営体制

- ・理事会（理事 7 名・監事 1 名）年 6 回開催 ※全員障がい者の保護者
- ・運営委員会（理事 7 名＋弁護士 2 名・社会福祉士 2 名）年 1～2 回程度開催
※必要に応じて適宜開催している。

3 主な活動概要

- (1) 成年後見制度を利用するための相談及び支援。
- (2) 成年後見人等に就任する。
- (3) 当法人会員の法人後見活動及び親族後見活動にかかる支援全般。
- (4) 権利擁護に関する相談、支援、研修及び講演。
- (5) 法人後見受任件数[成年後見 6 件]

4 所在地

〒683-0841 鳥取県米子市上後藤 8 丁目 1 番 33 号

電話 090-1189-0794 FAX 0859-29-6801（専用）

E-mail t.y3223@gold.megaegg.ne.jp

社会福祉法人

鳴門市社会福祉協議会

- 1 鳴門市について（鳴門市HPより抜粋）
鳴門市は四国の東部、徳島県の東北端に位置しており鳴門海峡をへだてて淡路島に対峙し、本州と結ぶ四国の東玄関をなしている。特に当市の北部は瀬戸内海国立公園に指定され、北に播磨灘、東に紀伊水道をのぞみ、鳴門海峡の急流と逆巻く渦潮でその名を知られた景勝地である。



平成10年に神戸淡路鳴門自動車道が開通、さらに平成14年には高松自動車道が全線開通したことから、四国・本州の交流拠点都市として、恵まれた自然や歴史、文化などの観光資源を有機的に結んだ広域観光誘致事業を展開するとともに、全国的にも高い評価を受ける「鯛」「ワカメ」「さつまいも」「塩」など数多い地域特産物の供給基地としての体制づくりを進めています。

- 2 鳴門市社会福祉協議会の取り組みについて

鳴門市社会福祉協議会は、平成30年3月に、鳴門市が策定した地域福祉計画と一体的に「鳴門市地域福祉活動計画」を策定いたしました。その基本理念として「みんなが安心して暮らしていける地域を目指す」ことを掲げて現在活動を進めているところです。

計画の中では、社協の基本的な理念である地域福祉の推進のための重要な取り組みの一つとして、判断能力に不安がある方々への権利擁護支援である法人後見事業を実施することとしています。

現在、弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士、学識経験者、医療関係者、行政、社協等の関係者で「鳴門市社会福祉協議会法人後見事業運営委員会」を設置し、法人後見受任についての体制を整え令和3年4月1日から法人後見事業を実施をしています。

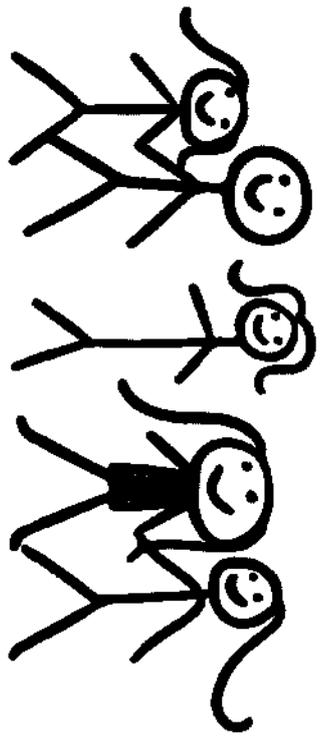
- 3 活動内容について

- 成年後見制度に関する相談
- 法人後見受任（7件：令和5年1月現在）
- 法人後見受任に係る関係機関・団体との連携

【問い合わせ】 社会福祉法人 鳴門市社会福祉協議会

TEL：088-685-7170 FAX：088-686-4059

E-MAIL：kenriyogo@narutoshi-shakyo.com



～地域を支える後見制度～

一般社団法人 松江後見センター

<会員構成>

弁護士・司法書士・社会福祉士・行政書士
医療福祉関係者 会員数50名以上

<事務局>

〒690-0012

島根県松江市古志原三丁目18番3号

リールM202号室

TEL 0852-67-6560/FAX 67-6750

メール: matsue-koken-s@kmf.biglobe.ne.jp

(↑申立支援していただけます↑)

<沿革>

2000(平成12)年6月12日 司法・福祉・医療・保健等関係者の有志14名により、『成年後見問題連絡会』を立上げ。
2001(平成13)年8月6日 松江成年後見センターとして設立。
2012(平成24)年8月24日 10周年記念事業として、講演・シンポジウム開催(松江市及び松江市社会福祉協議会との共催)。
2018(平成30)年5月22日 一般社団法人松江後見センターとして法人化。
2018(平成30)年8月25日 法人設立記念事業として、フォーラム開催の後援。
2022(令和4)年6月30日 安来市中核機関(安来市社会福祉協議会)と委託契約を締結。

<組織図>



<後見人の役割>

- 意思決定支援・本人との面会
- 医療・介護支援計画の確認
- 入院入所等医療および福祉サービス又契約の締結
- 預貯金等金融機関での手続き
- 年金受給等の手続き
- 医療および福祉保険等行政機関における手続き



社会福祉法人 沖縄市社会福祉協議会

1. 所在地 〒904-0003 沖縄県沖縄市住吉 1-14-29（沖縄市社会福祉センター内）
2. 連絡先 ☎：098-937-3385 FAX：098-937-3422
ホームページ：<http://www.okicityshakyo.com>
3. 目的 沖縄市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図る
4. 歴史
昭和 27 年 任意団体として越来村社協、美里村社協が発足
昭和 46 年 コザ社協が法人格取得し、「社会福祉法人コザ市社会福祉協議会」となる
昭和 49 年 コザ市と美里村の合併により「社会福祉法人沖縄市社会福祉協議会」誕生
5. 財源
①社協会費 ②共同募金からの配分金 ③寄付金 ④国・県・市からの補助金

6. 事業内容

1	調査・研究・広報活動	1 0	苦情解決サービス
2	地域福祉の連絡調整と組織化活動	1 1	高齢者金銭管理等相談事業
3	地域見守りネットワーク事業	1 2	日常生活自立支援事業
4	障がい者社会参加促進事業	1 3	法人後見受任事業
5	こども未来応援事業	1 4	市民後見推進事業
6	生活福祉資金貸付事業	1 5	高齢者居住サポートモデル事業
7	ふれあいのまちづくり事業	1 6	赤い羽根共同募金運動
8	法外援護事業	1 7	歳末助け合い運動
9	ボランティア事業	1 8	災害時あんしん支援事業

7. 権利擁護支援に関する今後の展望

日常生活自立支援事業、法人後見受任事業及び市民後見推進事業を展開しています。さらに沖縄市独自の高齢者金銭管理等相談支援事業を受託し、高齢者の金銭や成年後見制度に関する課題を早期対応・切れ目のない権利擁護支援体制を構築しています。また、平成 30 年 12 月、県内初の市民後見人が誕生しました。令和 4 年度は、2 人目の市民後見人が誕生しました。中核機関設置については、市と調整中。

特定非営利活動法人 障がい者後見・支援センター「あんしん家族」

1 概要

家族の支援が難しい障がいのある方たちが、地域の中で安心して暮らせるようにするために、人権擁護活動及びその他の各種日常生活支援に関する事業を行い、将来、安心して暮らせる地域社会の実現を目的とし、社会福祉関連法の枠を超えた細やかなサービスを行っています。

正会員には、福祉の専門家、学識経験者、会社経営者、行政関係者、地域住民の方に加え、顧問弁護士を擁します。

2 これまでの歩み

平成 19 年	法人設立
平成 23 年	理事長、相談員 1 名、事務員 1 名の 3 名体制
平成 26 年	法人後見受任（1 名）
平成 27 年	相談員 1 名増員
平成 29 年	委任契約及び任意後見契約受任（5 名）
平成 30 年	法人後見受任（1 名）
令和 2 年	法人後見受任（2 名）
令和 4 年	法人後見受任（2 名）

3 事業内容

- ① 高齢・障がい者の権利擁護のための支援事業
- ② 高齢・障がい者の成年後見等及び未成年後見等の相談事業及び法人後見事業
- ③ 高齢・障がい者が安心して暮らしていただけるための各種サポート事業
- ④ 研修・講演会等の事業
- ⑤ 高齢・障がい者が地域で安心して暮らせるための支援ネットワークづくり等の福祉支援に関する事業



【連絡先】

〒854-0003

長崎県諫早市泉町 27 番地 33 マルケイビル 205 号室

TEL : 0957 - 47 - 9577

FAX:0957 - 47 - 9588

e-mail : anshinkazoku3539@yahoo.co.jp

社会福祉法人薩摩川内市社会福祉協議会



【薩摩川内市の概要】

薩摩川内市は、鹿児島県の北西に位置する市で、鹿児島県内で最大の面積を有する市であり、北薩地区の中心都市です。海あり、山あり、そして離島「甌島(こししま:平成27年国定公園認定)」もありと、豊かな自然があふれています。薩摩川内市は鹿児島の英雄・西郷隆盛が溺愛した愛犬「つん」の生まれ故郷です。人口は約 92,000 人で高齢化率は約 33%です。



(薩摩川内市のマスコット「つん」)

【薩摩川内市社会福祉協議会権利擁護センターについて】

権利擁護センターは、障がいの有無や、判断能力の有無に関わらず、すべての人が共に社会の中で、その人らしく尊厳を持って生活するという理念の普及啓発を行うことにより、地域福祉の推進に寄与することを目的とし平成27年1月に権利擁護センターを設立しました。令和4年4月より成年後見制度利用促進基本計画における中核機関の指定を市より受けました。

【業務内容】

権利擁護センターの中で、法人後見事業、成年後見制度普及啓発事業、日常生活自立支援事業の3事業を一体的に実施しています。

●主な実施内容

- ①権利擁護に関する相談
- ②法人後見事業
- ③日常生活自立支援事業
- ④権利擁護に関する普及啓発シンポジウム
- ⑤成年後見制度の普及・啓発
- ⑥市民後見人養成講座の開催
- ⑦市民後見人養成講座修了生フォローアップ研修会



【問い合わせ先】

☆住所 〒895-0005 鹿児島県薩摩川内市永利町 4107 番地 1

☆電話 0996-22-2355(代表) 0996-29-5587(権利擁護センター直通)

☆FAX 0996-22-1841(代表) 0996-29-5569(権利擁護センター直通)

☆MAIL kenri@satsumasendai-shakyo.jp ☆HP <http://satsumasendai-shakyo.com/>



一般社団法人 権利擁護センターみらい

〒886-0004

宮崎県小林市細野 389 番地 1

電話 : 0984-27-3123 FAX:0984-27-3127

メール : seinenkouken.mirai@cap.ocn.ne.jp



【概要】当法人は、宮崎県西諸地区 2 市 1 町全域で成年後見ネットワーク活動を続けてきた専門職後見人有志が平成 28 年 5 月 26 日に設立をしました。当初は地域のニーズに応え活動していく中で、成年後見人等を受任する受け皿（マンパワー）不足を解決すべく法人後見を始めました。また、令和 3 年度より、成年後見制度促進利用法による中核機関を西諸地区広域より委託され運営しています。後見業務を通して、専門職集団である私たちが自分たちの暮らす地域の権利擁護支援の為に、責任と自覚を持って、ネットワークを作り権利擁護に関する活動、支援を継続しています。

【組織】代表理事 瀬戸山雅光（司法書士）

理事構成；司法書士 3 名・弁護士 1 名・税理士 1 名・社会福祉士 3 名

法人社員専門職：司法書士 2 名・登録専門職 社会福祉士 1 名

*みらい事務局（法人後見部門）；

社会福祉士 2 名（理事 1 名含む）・法人後見支援員 1 名

*西諸地区権利擁護推進センターつなご

（小林市・えびの市・高原町より中核機関受託）；

社会福祉士 1 名・事務員 1 名・パート 1 名



【事業内容】・法人後見部門

受任件数（令和 5 年 1 月末現在 46 件）：

（一人の被後見人等を法律と福祉の専門職、事務局各 1 名の 3 名体制で担当し、定期的なチーム会議により実務を運営する）

- ・中核機関を広域（2 市 1 町）より受託 令和 3 年 9 月より事業開始（地域連携ネットワークの活動を基礎に中核機関の機能を展開中）

一般社団法人 沖縄県精神保健福祉士協会

本協会は沖縄県の精神保健福祉の普及啓発活動を行い、精神障害者及びその家族の福祉の向上に寄与して「誰もが安心して暮らせる社会」を実現することを目的にしています。

その実現のために、沖縄県における精神保健福祉士の職能団体として、会員相互の資質向上をはかり、精神保健福祉領域のソーシャルワーク専門職としての社会的地位の確立を目指しています。

医療機関、社会復帰施設、行政機関、教育機関などに所属し、定例会などを通して研鑽に励んでいます。

【具体的な活動として】

1. 定例研修会の開催(年数回)
2. 市町村との共催で行う精神保健福祉市民講座の開催(毎年)
3. 日本精神保健福祉士協会から委託を受けて行う基幹研修Ⅰの開催
4. 沖縄県ソーシャルワーカー協議会活動への参画
5. 県や市町村、その他関連団体との連携、協力
6. ニュースレター「まじゅん」の発行
7. 機関誌「PSWの眼」の発行 など

【社会的な役割として】

1. 成年後見人(法人・個人)
2. スクールソーシャルワーカー
3. 精神医療審査会委員
4. 障害支援区分認定審査会委員・介護区分認定委員会委員
5. 沖縄県日常生活自立支援事業契約締結審査会委員
6. 沖縄県福祉サービス運営適正化委員会委員
7. 医療観察法参与員 など

【事務局】

〒903-0804 沖縄県那覇市首里石嶺町4丁目373番地1

沖縄県総合福祉センター西棟2階 小規模団体室内

携帯：090-6857-6699 FAX：098-993-5889

E-mail: okipsw@gmail.com



一般社団法人権利擁護支援センター

こうけん延岡

法人概要

一般社団法人権利擁護支援センターこうけん延岡は、宮崎県延岡市を活動の中心として、地域で暮らす高齢者や障がい者など住民一人ひとりに対して、権利擁護の支援に関する事業を行うために設立されました。

主に成年後見制度を活用して、人権の擁護と社会福祉の増進に寄与することを目的としています。

こうけん延岡は、これまで個々に権利擁護活動をしていた社会福祉士などの福祉専門職と弁護士・司法書士・行政書士といった法律専門職が、チームを組んで権利擁護活動に取り組んでいる点に特色があります。

組織

代表理事：大下紘史（認定社会福祉士）

理事：社会福祉士 1名
弁護士 1名
司法書士 1名
行政書士 1名

監事：社会福祉士 1名
司法書士 1名

社員：主任介護支援専門員 1名
社会福祉士 1名
行政書士 1名

事務局：作業療法士 1名

所在地：〒882-0803

宮崎県延岡市大貫町2-1306-2

TEL：0982-20-4377

FAX：0982-20-4395

Email：koukennobeoka@gmail.com

活動内容

■相談

成年後見制度に関する相談
任意後見制度に関する相談
関係機関・団体の紹介

■法人後見

法定後見人の事務
任意後見人の事務
委任契約に基づく事務（見守り等）

■ネットワーク構築

医療・行政・福祉との連携

『身寄り』問題とは

人が自分のことを自分でできなくなると、誰が援助するのか？わが国では、多くの場合で「家族がするのがあたりまえ」とされているのでしょうか？赤ちゃんの時、けがをしたとき、病気になったとき、障害を負ったとき、介護が必要になったとき、そして死んだとき、まさに生老病死のすべての場面において「家族による支援」が当然とされているのでしょうか？

さらに、わが国には、「連帯保証人」「身元引受人」といった慣習があります。しかも、就職するとき（就労）、居宅に入居するとき（住居）、病院に入院するとき（医療）、施設に入所するとき（介護）といったのちと暮らしに関わる根幹的な部分にこそ「連帯保証人」や「身元引受人」が必要とされています。

そのため、『身寄り』がない人たちが、様々な場面で排除されたり差別されたりしているという問題が生じています
 これが『身寄り』問題です。

調査研究事業

平成30年度から令和2年度までの3年間、厚生労働省社会福祉推進事業を実施。令和2年度『身寄り』のない人を地域で受けとめるための地域づくりに向けた「手引き」作成に関する調査研究事業」では、地域で『身寄り』問題に取り組む方向を示しました。

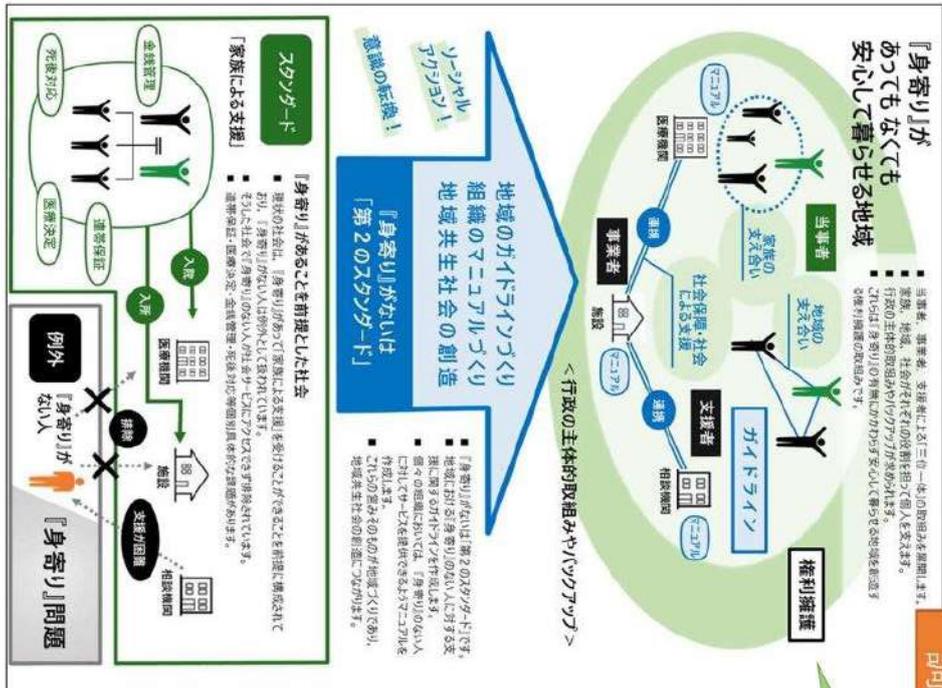
地域での実践

地元においては、『身寄り』のない人の互助会の設立・運営を応援しています。互助会では、『身寄り』がなくても困ることなく生活していくための情報共有フアイルである「つながるフアイル」作りや当事者自身による「見守りあい」を行っています。入院支援・買物支援・掃除支援といった個別具体的な支援あいがい実践されています。

鹿児島ゆくさの会のサロンの様子

互助会による大掃除支援の様子

つながるフアイル



社会福祉法人小林市社会福祉協議会

成年後見センターこばやし



小林市は、南九州の中央部、宮崎県の南西部に位置します。
南西部には霧島連山が、北部には九州山地の山岳が連なり、緑豊かな森林や高原が開け、清らかな溪流美を誇る河川とその流域には優良農地が広がっています。

【小林市の概況】 (令和5年1月現在)	総人口 42,485人 世帯数 19,185世帯 高齢化率 37.5%
------------------------	---

【センター概要】 小林市社会福祉協議会は、地域福祉を推進する組織として、誰もが住みやすい地域で、尊厳をもって安全で安心して暮らすことができる福祉のまちづくりの推進を使命としています。
当センターは、この使命を実現するため、高齢者や障がい者などの意思能力や生活状況に応じた権利擁護支援を提供することを目的とし、行政との協働により取り組みを推進しています。

相談

電話や窓口で、成年後見制度や権利擁護に関する相談をお受けします
支援の方法や方向性を一緒に考え、必要な関係機関と連携して支援します

法人後見

家庭裁判所より成年後見人等を受任し、成年後見業務を行います

日常生活 自立支援事業

福祉サービスの利用に関する相談・助言や手続き、日常的な金銭管理などの支援を行います

普及・啓発・ 市民後見人の育成

地域の会合などで講座を開き、制度の周知を図り、情報提供を行います
地域で支援するための「市民後見人」の養成を行います

社会福祉法人小林市社会福祉協議会 成年後見センターこばやし

〒886-0004 宮崎県小林市細野 367 番地 1

TEL : 0984-23-5172 FAX : 0984-22-8174

MAIL : kouken-kobayashi@aroma.ocn.ne.jp

<http://kobayashi-syakyo.jimdo.com/>

特定非営利活動法人あいづ安心ネットについて

2000(H12)年4月、『介護保険制度』『成年後見制度』がスタートしたと同時に、会津地域の社会福祉士、司法書士、弁護士、医師などの有志が集まり、「あいづ安心ネット」という任意の権利擁護団体が発足した。2017(H29)年、会津若松市から成年後見制度法人後見支援事業の業務委託を受け活動を続けている。2020(R2)年、会津地域の12市町村からの中核機関の委託を受けることを前提として、NPO法人となった。弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士、行政OBが各2名計10名の役員で新法人による活動を開始した。

会津地域における成年後見利用促進体制の整備について検討、当団体が多職種で長年にわたり、会津地域の住民の権利擁護に果たしてきた役割を振り返り、この地域で機能する中核機関の運営ができる団体はあいづ安心ネット以外には無いとの認識に立ち、中核機関を立ち上げるべく、勉強会や中核になる会津若松市及び周辺市町村担当者との協議を行ってきた。令和2年度、令和3年度と、会津保健福祉事務所主催の「成年後見利用促進のための市町村勉強会」運営事務委託を受け、会津圏域11市町村の協働による中核機関設置を検討してきた。令和4年7月から「会津権利擁護・成年後見センター」を受託、開所した。



活動内容

(1) 中核機関「会津権利擁護・成年後見センター」の運営

- ① 広報啓発：成年後見制度やセンター業務に関するチラシ・パンフレットの作成、配布。住民向け講演会、支援者向け・行政担当者向け研修会、各市町村に対する成年後見制度やセンター業務に関する出前講座
- ② 相談活動：行政担当者・住民からの相談の随時受付、地域ケア会議等への出席、定期相談会の実施（2002年度から、会津若松市社会福祉協議会の相談事業の一つとして、会員の社会福祉士1名と司法書士0r行政書士1名がペアになって、あいづ安心ネット相談会を実施している。）
- ③ 後見人支援機能：「後見人支援のための事例検討会(毎月第2月曜日PM18:00~PM19:00)」実施。定例会として行ってきた会員の事例検討会を、「後見人支援のための事例検討会」として開催。事例提供者は主に会員であるが、成年後見人として活動する際の課題等が明らかになったり、制度の活用について新たな発見があったりし、よい学びの場になっている。
- ④ 地域連携ネットワーク構築：「会津圏域成年後見利用促進協議会」の開催、11市町村をブロックに分けた事例検討会の開催、11市町村のセンター運営委員会の事務局、相談・広報活動における関係機関連携等を積極的に行っている。

(2) WAM助成事業として「市民後見人養成講座」開催

今年度のセンター委託の内容になかった「市民後見人養成講座」について、委託内容にはないが早期からの開始が必要との認識から、WAM助成をうけて「市民後見人養成講座」を実施した。全7日間の実施、6名が受講し修了した。修了生の活動の場の確保が今後の検討課題。

※ 全国権利擁護ネットの各機関の皆様には各種情報提供や視察研修の受け入れ等をしていただき、貴重な資料、ご意見、ご指導をいただきましたこと、この場をお借りして心より感謝いたします。

特定非営利活動法人 西成後見の会

法人設立日： 2005年5月10日
 法人連絡先： 〒557-0063
 大阪市西成区南津守七丁目15番21-102号
 電話/FAX 06-6651-3004 / 06-6690-7882
 メール： nishinari.kouken@gmail.com
 ホームページ： http://www.nishinari-kouken.org
 代表理事： 尾崎 雅子（おざき まさこ）
 現在の会員数： 正会員 41名

◆ロゴマーク◆
 西成区の花である
 「萩」をモチーフに
 「地域で人を支える」
 というメッセージをこめて
 イメージ化しました

<会員の資格> ※複数資格取得者あり
 介護支援専門員（28）、社会福祉士（17）、介護福祉士（7）、看護師（6）、
 保健師（2）、精神保健福祉士（5）、医師（1）、理学療法士（1）、鍼灸師（1）

●2つの活動理念

「地域密着型 NPO であること」
 「積極的権利擁護の実践」

活動基盤を大阪市西成区に置き、家族支援、地域支援、経済的な支援が受けにくい福祉サービス利用者が増加する状況で、福祉への契約制度の導入に伴う彼らの権利擁護に関わる課題に、成年後見制度を活用して取り組もうと、西成区に職場のある福祉関係者や、行政職員、活動の趣旨に共感・賛同する専門職や学識経験者が集まって結成。2002年6月に任意団体としてスタートし、会員のもつ幅広い専門性を受任ケースに活かしたいと「法人後見」での受任をめざし、2005年5月に法人格を取得した。活動地域の状況から、受任案件から報酬が得られないことも想定し、当初より全会員が無報酬（ボランティア）で後見活動を行っている。受任案件の経済状況により、報酬が得られる場合については、会運営（主に事務所維持のための経費）に用いている。会員は各自の専門資格を活かした仕事に就いている。

●現在の主な活動

現在、活動の中心は法人後見活動で、正会員がチーム（1チーム2～4名程度）で被後見人等を支える仕組みをつくっている。定期的な事例研究会を積み重ねながら、ご本人の自己決定を代行する際の判断根拠としている。（現在、新規受任はお受けしておりません）

<主な活動内容>

- 法人成年後見人等の受任
- 成年後見制度の利用を支援する活動
- 定例会（月1回）の開催
- 西成の権利擁護を考える会の開催…西成区において高齢の方や障がいのある方などの相談支援等を行っている専門機関や団体が有志で定期的に集まり、日常生活自立支援事業や成年後見制度などを用いた権利擁護について考えている会（2ヶ月に1回）。リーフレットの作成、セミナーの開催など共同実施。
- 成年後見制度等に関する啓発事業（年1回の啓発セミナー企画、リーフレットの作成）
- 広報事業（事務局通信の発行、ホームページの運営）



日常生活自立支援事業と成年後見制度を比較しながら説明できるリーフレット
 ※当会 HP に掲載

団体の紹介

令和5年1月20日現在

法人名	一般社団法人郡山権利擁護センター
事務所所在地	福島県郡山市桑野一丁目4番7号
設立年月日	平成26年8月8日
代表者	代表理事 菅野 隆
会員数	14名 内訳は下記のとおり 行政書士11名 税理士1名 社会保険労務士1名 その他1名
目的	権利擁護の相談・支援を行うとともに研修会等を通じて成年後見制度の普及、法人後見の受任、成年後見人等の推薦、遺言作成、相続手続きの専門家の紹介
成年後見人等の推薦 実績	令和3年度 郡山市市長申立による後見人等の推薦実績 成年後見10件 保佐5件 補助2件
	現在会員の受任件数55件

一般社団法人 権利擁護支援協会武蔵乃

所在地：〒361-0075 埼玉県行田市向町 27 番 32 号
連絡先：048-580-7657

【概要】当法人は、主に埼玉県内で成年後見活動が続けてきた専門職後見人が権利擁護や社会福祉に関する専門職を募り、2021 年 9 月 1 日に設立した法人です。
弁護士や司法書士、社会福祉士、税理士、介護支援専門員、相談支援専門員といった法律や社会福祉の専門職との連携を中心に、地域の社会資源ネットワークを活用しながら、権利擁護支援や多様な生活課題を解決していくことを目的としています。

【組織】代表理事：認定社会福祉士（障害分野）

精神保健福祉士・介護支援専門員

理事：司法書士 1 名

介護支援専門員 1 名

福祉有償移送運転者 1 名

監事：社会福祉士 1 名

法人正会員専門職：社会福祉士 1 名

法定後見を 1 件、任意後見を 2 件、受任中。

(2022 年 12 月末日現在)

【主な事業内容】

- 法人後見受任
- 権利擁護・生活相談支援
- 普及・啓発

